

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁判の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、① 請求人が平成24年7月10日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成28年6月24日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年8月2日付けで審査請求をし、② 平成28年7月12日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が令和3年9月14日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年10月15日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和28年からの約2年間を除き、水俣市に居住していたが、請求人の居住地域は、患者が多発した地域とまではいえない上、請求人の父母や請求人は、漁業関係者ではなく、継続して汚染された魚介類を多食したとまでは認められないから、水俣病を発症するに足りる相当程度の有機水銀に対するばく露があったとは認められない。</p> <p>請求人は、両手の指先のしびれ、両足指のしびれを訴えるが、有機水銀に対するばく露があったとされる時期から約30～40年経過している上、両手にしびれは、頸椎の手術を勧められ、両手のしびれは、ボーエン病で右手を手術した後に発症しており、水俣病によるものとは考えられない。令和3年2月の検診では、両手、足底に痛覚低下、下肢の軽度の振動覚低下があるが、平成28年1月の検診では観察されておらず、ばく露があったとされる時期から50年以上経過して出現したもので、表在感覚、深部覚などにも及ぶ感覚障害とは異なるから、水俣病によるものではない。また、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性難聴はない。</p> <p>よって、請求人は水俣病にかかったとはいえないから、①、②の原処分はいずれも相当である。</p>
2				
3	熊本県知事	鹿児島県出水市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が平成25年3月21日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成28年5月12日付けで認定をしない旨の処分(原処分)をし、請求人が再調査の請求をしたが、処分庁が平成29年5月24日付けで再調査の請求を棄却する決定をしたため、請求人が同年6月20日付けで原処分の取り消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、出生以来現住所に居住しており、請求人の居住地域は患者が多発した地域ではなく、請求人の父母や請求人は漁業関係者ではなく、請求人は昭和30年代後半から昭和40年代にかけて患者が多発した地域で大工仕事に従事することが多く、その際施主宅に居住して提供された魚介類を摂取することがあったというものの、自宅から現場に通うことのほうが多かったというのであり、請求人が継続して汚染された魚介類を多食したとまでは認められないから、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があったと認めることはできない。</p> <p>請求人には、両手両足の触痛覚の低下と両足の振動覚の低下がみられるが、位置覚は上下肢ともに正常であり、請求人の訴える両手足のしびれの発症時期は平成4年頃で、メチル水銀に対するばく露があったとされる時期から約20年が経過している上、請求人には変形性頸椎症腰椎症がみられ、しびれについてはその様相からも変形性頸椎症腰椎症による可能性が高く、請求人にみられる感覚障害についても変形性頸椎症腰椎症が大きく関与しているものと考えられ、請求人には小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害が認められないことを考え合わせると、請求人にみられる感覚障害をもってメチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害であると認めることはできない。</p> <p>よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（水俣病）（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
4	熊本県知事	熊本県天草市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が平成26年6月6日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成30年8月29日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年11月15日付けで原処分の取り消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、出生以来現住所に居住しており、請求人の母が請求人を妊娠していた時期に居住していたのも同所であるが、同地域は患者が多発した地域ではなく、母親を含め同居していた家族に公健法による水俣病の被認定者はいないこと、請求人が漁業に従事していたのは昭和54年からであること、昭和39年から昭和44年までの時期において父が漁業に従事していたが、その漁場は倉岳町沖合であり、ハモ漁の際には八代市沖合まで行っていたとするものの、いずれの漁場もメチル水銀に最も汚染されていた海域からは離れていたこと、同時期における水俣病に対する漁協の対応や地域住民の認識の程度などからすると、この時期において請求人に水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀ばく露があったと認めることはできず、請求人の母親が請求人を妊娠していた時期において、母親にメチル水銀に対する濃厚なばく露があったと認めることもできない。</p> <p>請求人には、知的障害、運動障害、四肢末端の感覚障害、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害は認められない。</p> <p>よって、請求人が水俣病（小児水俣病及び後天性水俣病）にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。</p>
5	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病 認定	<p>却下</p> <p>本件は、請求人が、処分庁が令和5年8月1日付けで請求人に対して水俣病の認定をしない旨の処分をしたとし、その取り消しを求めて、同年10月10日付けの審査請求書を同年10月12日消印の郵便により提出して、審査請求をした事案である。</p> <p>処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（再調査の請求をしたときは同請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない（行政不服審査法第18条第1項本文）。ただし、「正当な理由」があるときは、この限りではない（同項ただし書き）。</p> <p>職権で調査したところ、処分庁の処分は令和5年6月23日付けでされ、当該処分に係る通知書は同月26日に請求人に配達され、再調査の請求はされていないから、審査請求をすることができるのは同年9月26日までである（行政不服審査法第18条第1項本文）。</p> <p>審査請求書には上記「正当な理由」の記載がないため、当審査会は、請求人に対し、提出期限を定めて上記「正当な理由」に関する補正書の提出を求めたが、請求人から補正書の提出はなかった。</p> <p>よって、行政不服審査法第24条第1項により、同法第45条第1項の規定に基づき、本件審査請求を却下する。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（大気系疾病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁判の概要
6	尼崎市長	兵庫県尼崎市の女性	気管支ぜん息 ①遺族補償一時金 ②葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、気管支ぜん息を認定疾病として法第4条第1項の認定を受けた者の子が、令和3年12月20日付けで遺族補償一時金、葬祭料の支給を請求したが、処分庁が令和4年4月28日付けでこれらを支給しない旨の決定をしたため、同年5月15日付けで審査請求した事案である。</p> <p>死亡診断書によれば、被認定者の死因は「肺癌」とされ、令和2年11月に左上葉胸膜沿いに腫瘤がみられ、左上葉肺癌と診断され、当審査会の画像診断においても、左胸腔内の悪性腫瘍、胸壁浸潤があり、左上葉肺癌および播種或いは悪性中皮腫等が考えられ、再発後は、胸腔底部にも胸水貯留および広範な胸膜肥厚、腫瘍浸潤がみられるから、病理組織の検査はされていないものの、被認定者は肺癌にかかりこれによって死亡したものと認められる。そして、主治医の診断報告書では、気管支ぜん息の続発症はないとされ、当審査会の画像診断でも続発症の所見はない。また、認定疾病の気管支ぜん息については、ぜん息の発作はなく、フルタイドの吸入でコントロールされており、悪化したものとは認められない。</p> <p>そうすると、被認定者は、認定疾病が直接の原因となって死亡したものではなく、認定疾病により続発症を起し、これにより死亡したものではないことはもとより、認定疾病である気管支ぜん息は悪化していたとはいえないから、認定疾病と他の疾病（肺癌）が同時に悪化したため死亡したものであるということもできない。そして、左上葉の肺癌の発症や再発の経緯をみても、認定疾病である気管支ぜん息が肺癌の発症や再発に影響を与えたものともいえない。</p> <p>このように、被認定者について、認定疾病である気管支ぜん息が死因に寄与していると医学的常識をもって認めることはできないから、認定疾病に起因して死亡したとはいえない。</p> <p>よって、原処分はいずれも相当である。</p>
7				<p>棄却</p> <p>本件は、気管支ぜん息を認定疾病として法第4条第1項の認定を受け、障害の程度を2級として障害補償費の支給を受けていた請求人が、処分庁が令和3年11月16日付けで障害の程度を3級として障害補償費の額を改定したため、令和4年1月24日付けで再調査の請求をしたが、同年6月17日付けで再調査の請求が棄却されたことから、同年7月21日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人については、ぜん息（ぜん息様）発作については、ぜん息の症状は、咳嗽、喘鳴、息切れが中心で、持続時間は不詳であり、その症状の頻度は月に数回程度というにとどまっております。軽症であって、2級相当の程度とはいえない。また、心肺機能は、令和元年の診査時、令和2年の診査時には、指数は30%を切っているものの、高齢者であって、座位により、FVCも複数回測定されており、SpO₂がほぼ正常範囲であることと著しい解離が生じていることなどから、指数の数値のみを重視することはできない。そして、令和3年の診査時には、新型コロナウイルス感染症防止のため呼吸機能検査は実施されていないが、SpO₂は98%であり、正常範囲であり、心肺機能は、2級相当の程度とは認められない。また、入院を要するような状態ではなく、1か月に1回の通院時には、ネブライザー吸入を施行しているのみで、吸入ステロイド剤も常用量であり、他にβ2刺激薬の貼付薬およびロイコトリエン受容体拮抗薬が28日分処方されているにとどまり、喘息コントロールテスト（ACT）も20点近くで推移し、SpO₂は95%を維持していて、在宅酸素療法も考慮されておらず、画像所見でも、特に異常所見はないから、ぜん息はほぼコントロールされており、管理区分は、2級相当の程度とは認められない。</p> <p>以上の症状及び検査結果、管理区分に踏まえて総合的に判断すると、令和3年の診査時においては、請求人の障害の程度は、2級相当の程度には達しておらず、令和元年の診査時、令和2年の診査時の症状等をみても、一時的に症状が改善したものともいえないから、請求人の障害の程度は3級相当として障害補償費の額を改定した原処分は相当である。</p>
8	大阪市長	大阪市の女性	気管支ぜん息 障害補償費	<p>棄却</p> <p>本件は、気管支ぜん息を認定疾病として法第4条第1項の認定を受け、障害の程度を2級として障害補償費の支給を受けていた請求人が、処分庁が令和3年11月16日付けで障害の程度を3級として障害補償費の額を改定したため、令和4年1月24日付けで再調査の請求をしたが、同年6月17日付けで再調査の請求が棄却されたことから、同年7月21日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人については、ぜん息（ぜん息様）発作については、ぜん息の症状は、咳嗽、喘鳴、息切れが中心で、持続時間は不詳であり、その症状の頻度は月に数回程度というにとどまっております。軽症であって、2級相当の程度とはいえない。また、心肺機能は、令和元年の診査時、令和2年の診査時には、指数は30%を切っているものの、高齢者であって、座位により、FVCも複数回測定されており、SpO₂がほぼ正常範囲であることと著しい解離が生じていることなどから、指数の数値のみを重視することはできない。そして、令和3年の診査時には、新型コロナウイルス感染症防止のため呼吸機能検査は実施されていないが、SpO₂は98%であり、正常範囲であり、心肺機能は、2級相当の程度とは認められない。また、入院を要するような状態ではなく、1か月に1回の通院時には、ネブライザー吸入を施行しているのみで、吸入ステロイド剤も常用量であり、他にβ2刺激薬の貼付薬およびロイコトリエン受容体拮抗薬が28日分処方されているにとどまり、喘息コントロールテスト（ACT）も20点近くで推移し、SpO₂は95%を維持していて、在宅酸素療法も考慮されておらず、画像所見でも、特に異常所見はないから、ぜん息はほぼコントロールされており、管理区分は、2級相当の程度とは認められない。</p> <p>以上の症状及び検査結果、管理区分に踏まえて総合的に判断すると、令和3年の診査時においては、請求人の障害の程度は、2級相当の程度には達しておらず、令和元年の診査時、令和2年の診査時の症状等をみても、一時的に症状が改善したものともいえないから、請求人の障害の程度は3級相当として障害補償費の額を改定した原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
9	独立行政法人環境再生保全機構	鹿児島市の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が処分庁に対し、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとの認定を申請したところ、処分庁が、令和4年3月31日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年5月10日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の職業歴から大量の石綿ばく露の可能性はあると考えられたが、当審査会の画像診断では、石灰化した胸膜プラークは認められるものの、びまん性胸膜肥厚は認められず、適正に実施された呼吸機能検査結果によれば著しい呼吸機能障害も認められない。</p> <p>よって、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められず、原処分は相当である。</p>
10	独立行政法人環境再生保全機構	広島県尾道市の女性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、亡父（未申請死亡者）が石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかり、これに起因して死亡したとして、請求人が令和3年11月18日付けで特別遺族弔慰金等の支給を請求したところ、処分庁が令和4年3月31日付けで当該支給を受ける権利の認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年5月17日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>未申請死亡者の職業歴からは、大量の石綿にばく露した可能性はあるものと考えられるが、放射線画像において胸膜プラークは認められず、肺内石綿小体計測結果など大量の石綿へのばく露を客観的に示す資料は提出されていない。</p> <p>未申請死亡者が医療機関において述べたところによれば、平成7年頃まで20本/日×50年以上の喫煙歴がある。</p> <p>画像診断の結果は、肺気腫（COPD）、間質性肺炎（喫煙関連肺疾患やUIP）、右下葉肺癌の疑い、胸部大動脈瘤、両側胸水であり、肺の線維化については、初期より石綿肺に特徴的な小葉中心性粒状影や胸膜下曲線陰影が見られず、数年の経過で進行性であり、特に平成27年から平成28年にかけて進行が速いなど、石綿肺を支持する所見は認められない。</p> <p>呼吸機能検査については資料の提出がなく、正しく評価できる動脈血ガスの検査結果の提出もなく、著しい呼吸機能障害があるとは評価できない。</p> <p>よって、未申請死亡者が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったと判定することはできないから、原処分は相当である。</p>
11	独立行政法人環境再生保全機構	神戸市の男性	肺がん 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、亡妻（施行前死亡者）が石綿を吸入することにより指定疾病（肺がん）にかかり、これに起因して死亡したとして、請求人が令和4年8月8日付けで特別遺族弔慰金等の支給を請求したところ、処分庁が令和5年5月8日付けで当該支給を受ける権利の認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同月26日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>石綿健康被害救済制度における肺がんの医学的判定においては、肺がんであったことが客観的に確認できるとともに、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合、すなわち、放射線画像において胸膜プラークや肺線維化所見などの定められた所見が認められる場合あるいは肺内石綿小体の計測結果が定められた基準を満たしている場合に、石綿を吸入することにより肺がんにかかったものと判定される。</p> <p>本事案においては、提出された医学的資料から、施行前死亡者が原発性肺がんて死亡したと認めることができるものの、放射線画像や肺内石綿小体の計測結果等の提出はなく、また、提出された診療録中に放射線画像所見として胸膜プラークや肺線維化所見が認められたとの記載はなく、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったことを確認できる医学的資料は見当たらない。</p> <p>よって、施行前死亡者が石綿を吸入することにより肺がんにかかったと判定することはできないから、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
12	独立行政法人 環境再生保全 機構	茨城県土 浦市の女 性	肺がん 特別遺族弔慰金	<p>棄却</p> <p>本件は、亡夫が石綿を吸入することにより肺がんにかかったとして、特別遺族弔慰金の支給を受けた請求人が、労災保険による遺族年金給付を受けたことから、処分庁が令和5年4月14日付けで特別遺族弔慰金の支給を取り消す旨の原処分をしたため、同年7月2日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>石綿救済法第26条第2項は、特別遺族弔慰金等については、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しないものとし、労災保険による遺族補償年金がその調整の対象とされている（法施行令第8条、環境省関係法施行規則第21条第4項）ところ、法施行令第9条により、遺族補償年金の額に、給付が行われるべき事由が生じた時から請求人の平均余命までの法定利率5%（平成29年改正前の民法が適用になる。）による単利係数を乗じると、特別遺族弔慰金等の額を優に上回っている。したがって、特別遺族弔慰金等として支給すべき額は0円となり、支給すべきものはない。</p> <p>原処分は法定利息を3%として計算しているが、特別遺族弔慰金の支給を取り消した結論は相当である。</p>